官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○民法等の一部を改正する法律（四五）　六
○民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（四六）　三五
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（四七）　三九
○著作権法の一部を改正する法律（四八）　三〇
〔政　令〕
○領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（一〇四）　四四
○環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一〇五）　三五
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一〇六）　三六
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一〇七）　四六
○沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（一〇八）　四六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一〇九）　三〇
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一一〇）　三一
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一一一）　三三
〔府　令〕
○金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五七）　五四
〔府令・省令〕
○預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令の一部を改正する命令
（**内閣府・財務**三）　一九〇
○労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令等の一部を改正する命令
（**内閣府・厚生労働**九）　一九二
○協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令
（**内閣府・厚生労働・農林水産**一）　三〇四
○農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令等の一部を改正する命令
（**内閣府・農林水産**七）　三〇四
〔法規的告示〕
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十五条の規定に基づき、同条に規定する主務大臣が定める一定の期間を定める件及び金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者を定める件を廃止する告示（**金融庁**三五）　三六四

本号で公布された法令のあらまし

◇**民法等の一部を改正する法律**（法律第四十五号）
（法務省）
第１　民法の一部改正
１　後見開始の審判及び保佐開始の審判の廃止等
後見開始の審判及び保佐開始の審判を廃止し、これらの審判に関する規定及び成年後見人、保佐人等に係る規定を削除等する。（改正前第七条～第十四条、第八百三十八条第二号、第八百四十三条～第八百四十七条、第八百四十九条～第八百五十六条、第八百五十九条第一項、第八百五十九条の二～第八百六十六条、第八百六十九条～第八百七十一条、第八百七十三条～第八百七十六条の五関係）
２　補助開始の審判の対象の拡大、特定補助人に係る審判の創設、終了事由の見直し等
(1)　精神上の理由により事理弁識能力が不十分である者の全てについて、補助開始の審判をすることができるものとし、補助開始の審判の請求権者に公正証書によって本人の指定した者を加える。（第七条、第八条関係）
(2)　家庭裁判所は、必要があると認めるときは、請求により、法定の重要な財産上の行為のうち家庭裁判所が定めるものについて補助人の同意を要する旨の審判をし、又は特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をするものとする。（第九条、第十一条関係）
(3)　家庭裁判所は、補助開始の審判を受けた者が精神上の理由により事理弁識能力を欠く常況にある者であり、かつ、必要があると認めるときは、請求により、その者のため特定補助人を付する旨の審判をし、本人がした法定の重要な財産上の行為を取り消すことができるものとする。特定補助人は、取消権の行使等をする権限を有するものとする。（第十条関係）